

『聖徳太子憲法拾七條』を正確に読みながら
日本及び日本人について所懐を述べる

樹国民文化研究会理事長
元 亜細亜大学教授

小田村寅二郎

この合宿に参加された記念に、太子の『十七条憲法』だけでも正確に読み、かつ理解していただきたい、と念じて左記を作成しました。

黒上正一郎著書『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業』の巻末記載のものを、総フリガナにし、かつ、訂正を加へました。

一、聖徳太子憲法拾七條

(戊)正

604

推古天皇十二年甲夏四月丙寅朔(戊辰)日
皇太子親筆作憲法拾七條(日本書紀)

一、に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲す。人皆黨あり、亦達れる者少し。
是を以て或は君父に順はず、乍ち隣里に違ふ。
然れども上和き、下睦びて事を論ふに諧ひぬるときは、則ち事理自ら通ふ。何事か成らざらむ。

二、に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶とは佛法僧なり。則ち四生の終歸萬國の極宗なり。何れの世、何れの人か、是の法を貴ばざる。人尤惡しきもの鮮し。能く教ふれば之に従ふ。其れ三寶に歸せずんば、何を以てか枉れるを直さむ。
三、に曰く、詔を承りては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。天覆ひ地載せて、四時順行し、萬氣通ふことを得。地天を覆はむと欲するときは、則ち壞ることを致さむのみ。是を以て君言ふときは臣承る。上行へば下靡く。故に詔を承りては必ず謹め。謹まずんば自ら敗れむ。
四、に曰く、群卿百寮、禮を以て本と爲よ。それ民を治むるの本は要す禮にあり。上禮ならざれば下齊はず、下禮無ければ必ず罪あり。是を以て、群臣禮あるときは位次亂れず、百姓禮あるときは國家自ら治まる。

(己)正

五、に曰く、(終)を絶ち、欲を棄て、明かに訴訟を辯ぜよ。其れ百姓の訴、一日千事あり。一日すら尙爾り況や歳を累ねてをや。頃訟を治むる者、利を得るを常となし、賄を見て聽く。便ち財有るもの訟は石を水に投ずるが如く、乏しき者の訟は水を石に投ずるに似たり。是を以て、貧しき民は則ち由る所を知らず。臣の道も亦焉に於て闕く。

(庚)正

六、に曰く、惡を懲し善を勸むるは、古の良典なり。是を以て、人の善を匿す無く、惡を見ては必ず匡せ。其れ(論)ひ詐る者は、則ち國家を覆すの利器たり、人民を絶つ(鋒)劔たり。亦佞媚なる者は、上に對ひては則ち好んで下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を非謗す。其れ此の如き人は、皆君に忠無く民に仁無し。是れ大亂の本(端)ほり。

人各任有り
掌事

奸(正)
治(正)

七、に曰く、人各任掌事。宜しく濫れざるべし。其れ賢哲官に任ずるときは、頌音則ち起り、好者官を有つときは、禍亂則ち繁し。世に生れながら知るもの少し。越く念うて聖と作る。事に大小無く人を得て必ず修まる。時に急緩なく賢に遇へば自ら寛なり。此に因つて國家永久にして社稷危きこと勿し。故に古の聖王は、官の爲に人を求め、人の爲に官を求めず。八、に曰く、群卿百寮、早く朝して晏く退け。公事は盡きこと難し。終日にも盡し難し。是を以て、遅く朝すれば急に速はず、早く退けば事盡さず。九、に曰く、信は是れ義の本なり。事毎に信有るべし。其れ善惡成敗要す信に在り。群臣共に信あらば何事か成らざらむ。群臣信無きときは、萬事悉く敗る。十、に曰く、怨を絶ち、瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心有り。心各執有り。彼是とするときは則ち我は非とす。我是とするときは則ち彼は非とす。我必ずしも聖にあらず、彼必ずしも愚に非ず。共に是れ凡夫のみ。是非の理詎ぞ能く定むべき。相共に賢愚なること、鑽の端無きが如し。是を以て、彼の人瞋ると雖も、還つて我が失を恐れよ。我獨り得たりと雖も、衆に従ひて同じく遷へ。

日者(正)

斂(正)

斂(正)

十一、に曰く、明かに功過を察し、賞罰必ず當てよ。日賞は功に在らず。罰は罪にあらず、事を執れる群卿、宜しく賞罰を明たすべし。十二、に曰く、國司國造、百姓に斂ること勿れ。國に二君なく、民に兩主無し。率土の兆民王を以て主と爲す。任ずる所の官司は皆是れ王臣なり。何ぞ敢て公と與に百姓に賦斂せむ。

臣(正)
悅(正)

則(正)

聞(正)

辭(正)

十三、に曰く、諸の官に任ずる者、同じく職掌を知れ。或は病し、或は使して、事に關くこと有らむ。然れども之を知るを得む日は、和すること會て識れるが如くせよ。其れ與り聞くに非ざるを以て公務を妨ぐること勿れ。十四、に曰く、群卿百寮、嫉妬有ること無し。我既に人を嫉めば、人亦我を嫉む。嫉妬の患其の極を知らず。所以に知己に勝るときは則ち喜ばず、才己に優るときは則ち嫉妬む。是を以て、五百歳の後、乃今賢に遇はしむとも、千載以て一聖を待つこと難し。其れ賢聖を得ずんば、何を以てか國を治めむ。十五、に曰く、私に背きて公に向ふは、是れ臣の道なり。凡そ人私有れば必ず恨あり。憾有れば必ず同せず。同せざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起れば即ち制に違ひ法を害す。故に初章に云く、上下和諧せよと。其れ亦是の情なるか。十六、に曰く、民を使ふに時を以てするは、古の良典なり。故に、冬の月は閑あり、以て民を使ふべし。春より秋に至るまでは農桑の節なり、民を使ふべからず。それ盡せずんば何をか食はむ。桑せずんば何をか服む。十七、に曰く、夫れ事は獨り斷すべからず。必ず衆と與に論ふべし。少事は是れ輕し。必ずしも衆とすべからず。唯大事を論ふに遠んでは、若しくは失あらむことを疑ふ。故に衆と相辨すれば、辭則ち理を得む。